

堺市公報 号外第2号	平成30年3月30日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 【総務局行政部行政管理課】	8
○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 【総務局行政部情報化推進課】	9
○堺市立男女共同参画センター条例 【市民人権局男女共同参画推進課】	10
○堺市住宅宿泊事業に関する条例 【文化観光局観光部観光推進課】	18
○堺市立体育館条例の一部を改正する条例 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	20
○堺市基金条例の一部を改正する条例 【文化観光局文化部文化課】	22
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【文化観光局文化部文化財課】	23
○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 【環境局環境事業部環境事業管理課】	24
○堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例 【環境局環境保全部環境対策課】	25
○堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	26
○堺市介護保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	27
○堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	29
○堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例	

【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	30
○堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	31
○堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局健康部保健所保健医療課】	33
○堺市指定難病審査会条例	
【健康福祉局健康部保健所保健医療課】	34
○堺市立こどもリハビリテーションセンター条例及び堺市立えのきはいむ条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	36
○堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	37
○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	38
○堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】	39
○堺市公園条例の一部を改正する条例	
【建設局公園緑地部公園監理課】	40
○堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	
【消防局総務部総務課】	44
○堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
【消防局総務部人事課】	46
○堺市環境整備資金貸付基金条例を廃止する条例	
【上下水道局総務部営業課】	48
○堺市手数料条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	49
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局生活福祉部国民健康保険課】	53
○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局健康部健康医療推進課】	59
○堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】	60
○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	

【消防局総務部総務課】……………62
○堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例
【議会事務局調査法制課】……………63

本号で公布された条例のあらまし

○堺市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成30年条例第4号）

男女共同参画に関する事務について、市民人権局が分掌する事務として規定上明確化するもの

○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第5号）

- (1) 堺市老人医療費助成条例の廃止に伴う経過措置に係る事務について、個人番号等を利用できるようにするもの
- (2) 児童福祉法の一部改正及び堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例の一部改正に伴う規定の整備を行うもの
- (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に係る事務について、特定個人情報を利用できるようにするもの

○堺市立男女共同参画センター条例（平成30年条例第6号）

本市における男女共同参画の推進及びこれに関する市民等の取組への支援を目的として、堺市立男女共同参画センターを堺市堺区宿院町東4丁に設置するもの

○堺市住宅宿泊事業に関する条例（平成30年条例第7号）

住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するため当該事業の実施を制限する区域等及び近隣住民への説明義務を定めるもの

○堺市立体育館条例の一部を改正する条例（平成30年条例第8号）

大浜体育館の建替えに伴い、再整備後の施設及び附属施設として併設する武道館並びにこれらの施設の使用料の上限について定めるもの

○堺市基金条例の一部を改正する条例（平成30年条例第9号）

フェニーチェ堺芸術文化創造基金を設置するもの

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第10号）

- (1) 堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会の名称を堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会に変更するとともに、同審査会の担当事務に次の事項を追加するもの

の

ア 居宅サービス及び介護予防サービスの事業者の選定についての審議及び審査

イ 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る補助金の交付についての審議及び審査

(2) 本市の区域内に所在する史跡の整備を推進するため、堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会について見直しを行い、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会を設置するもの

○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第11号）

本市が非常災害に係る廃棄物の処理を行うために一般廃棄物処理施設の設置又は変更をしようとする場合における生活環境影響調査等の縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設の種類、当該縦覧及び意見書の提出に係る手続等について定めるもの

○堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例（平成30年条例第12号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づく命令を受けた者等を条例における公表の対象に加えるもの

○堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第13号）

国民健康保険法第116条の2の規定により住所地特例の適用を受けて、本市の区域内に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であった者を、本市が保険料を徴収すべき被保険者の対象に加えるもの

○堺市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年条例第14号）

保険料の所得段階区分に係る改正を行うとともに、平成30年度から平成32年度までの間における第1号被保険者に係る介護保険料の保険料率を規定するもの

○堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成30年条例第15号）

共生型居宅サービス、共生型地域密着サービス、介護医療院及び共生型介護予防サービスの人員、設備、運営等に関する基準について定めるもの

○堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（平成30年条例第16号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、共生型障害福祉サービスの指定基準を定めるとともに、規定の整備を行うもの

○堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例（平成30年条例第17号）

条項の補正等の規定の整備を行うもの

○堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(平成30年条例第18号)

療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、又はこれを参酌し、これらを定めるもの

○堺市指定難病審査会条例(平成30年条例第19号)

難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項の規定に基づき設置する堺市指定難病審査会の組織、会議、報酬等について定めるもの

○堺市立こどもリハビリテーションセンター条例及び堺市立えのきはいむ条例の一部を改正する条例(平成30年条例第20号)

児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整備を行うもの

○堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年条例第21号)

児童福祉法の一部改正により、介護保険等の居宅サービス事業者等の指定を受けている者に係る障害児通所支援事業者の指定の特例が設けられることに伴い、当該特例を受けるために満たすべき人員、設備及び運営に関する基準を定めるもの

○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年条例第22号)

国の告示の全部改正に伴う規定整備を行うもの

○堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成30年条例第23号)

本条例の根拠法令について、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例を削るとともに、国の告示の全部改正に伴う規定整備を行うもの

○堺市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第24号)

- (1) 都市公園法の一部改正により創設された公園施設に係る公募設置管理制度に関し、公募対象公園施設に係る建築面積の基準の特例等について規定するもの
- (2) 本市の附属機関として、堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を設置するもの
- (3) 都市公園における保育所等の設置に係る占用料について規定するもの

○堺市消防手数料条例の一部を改正する条例(平成30年条例第25号)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、次の手数料の改正を行うもの

- (1) 消防法に基づく貯蔵所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る申請手数料の額を引き上げるもの
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の変更の許可に係る申請手数料の額を引き下げるもの

○堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第26号）

特殊勤務手当として支給している指令管制手当を廃止するとともに、救助隊員手当に代えて活動実績に応じて支給する活動手当の対象に救助活動を追加するもの

○堺市環境整備資金貸付基金条例を廃止する条例（平成30年条例第27号）

環境整備資金貸付制度を廃止するとともに、制度廃止に伴う経過措置を定めるもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（平成30年条例第28号）

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手数料について、複数事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料等について規定するもの
- (2) 土壌汚染対策法に係る手数料について、汚染土壌処理業の継承に関する承認申請手数料を規定するもの
- (3) 介護保険法に関する手数料について、共生型居宅サービス事業者等の指定申請に係る手数料等を規定するもの
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る手数料、大阪府ふぐ販売営業等の規定に関する条例に係る手数料及び砂利採取法に係る手数料について改定するもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年条例第29号）

- (1) 国民健康保険法の一部改正に伴い、保険料賦課総額の算定、保険料率、保険料の減免等に係る規定の見直しを行うもの
- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料軽減に係る所得基準（5割軽減及び2割軽減に係るもの）を引き上げるもの

○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例（平成30年条例第30号）

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の所掌事務について改正を行うもの

○堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例（平成30年条例第31号）

- (1) ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されたことに伴い、

旅館・ホテル営業の構造設備の基準について、国の定める基準に鑑み、従前の旅館営業の基準とするもの

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条
ずれ対応を行うもの

○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成30年条例第32号）

消防団員等が扶養親族を有する場合における損害補償の算定基礎となる額の加算額を改正するもの

○堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第33号）

堺区及び南区の選挙区における選出議員数について改めるもの

条 例

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹 山 修 身

堺市条例第4号

堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条市民人権局の分掌事務を定める部分に次の1号を加える。

- (5) 男女共同参画に関する事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第5号

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項事務の欄中「堺市老人医療費助成条例（昭和46年条例第42号）」を「堺市老人医療費助成条例を廃止する条例（平成29年条例第47号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による廃止前の堺市老人医療費助成条例（昭和46年条例第42号。以下「廃止前の堺市老人医療費助成条例」という。）」に改め、同表の3の項事務の欄中「堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）」を「堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号。堺市老人医療費助成条例を廃止する条例附則第3項の規定により準用する場合を含む。別表第2において同じ。）」に改める。

別表第2の2の項事務の欄中「堺市老人医療費助成条例」を「廃止前の堺市老人医療費助成条例」に改め、同表の3の項事務の欄中「堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例」を「堺市重度障害者医療費助成条例」に改め、同表の28の項特定個人情報の欄中「第21条の5の30」を「第21条の5の31」に改め、同表に次の1項を加える。

76 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
-------	--	---

別表第3の1の項事務の欄中「堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例」を「堺市重度障害者医療費助成条例」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市立男女共同参画センター条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第6号

堺市立男女共同参画センター条例

(設置)

第1条 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、堺市堺区宿院町東4丁に堺市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条に規定する設置目的を達成するため、男女共同参画の推進に係る次の事業を行う。

- (1) 講座、講演会、講習会等の開催に関すること。
- (2) 市民等（本市の区域内（以下この号において「市内」という。）に住所を有する者若しくは市内に存する学校、事業所等に通勤し、若しくは通学する者又は市内で男女共同参画の推進に関する取組を行うものをいう。）の活動及び交流の支援並びに活動の場の提供に関すること。
- (3) 調査研究及び啓発に関すること。
- (4) 相談に関すること。
- (5) 図書、資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるお

それがあると認めるとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。

- 3 市長は、センターの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第4条 センターの使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。
(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。
(3) 使用許可に付した条件に違反したとき。

- 2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備の設置)

第6条 使用者は、センターの使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。
3 前2項の規定により設けた設備は、使用許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。
4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第7条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。
- (2) 使用許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。
- (3) 使用許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

2 第6条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額の範囲内で市長が定める使用料を前納しなければならない。

2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備その他器具備品等を使用することができる。

3 前2項の使用料は、市長において特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項又は第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保証金)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の態様又は種別に応じて、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、使用者に還付する。ただし、未納の使用料、賠償金その他があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
 - (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者
- (禁止行為)

第14条 何人も、センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターからの退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第15条 センターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を本市に賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、第1条に規定する設置目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可その他のセンターの運営に関する業務
- (2) 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務
- (3) センターの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第18条 市長は、第16条の規定により指定管理者にセンターの管理をさせようとするときは、特別な事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから公募により指定管理者を指定するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。
 - (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
 - (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
 - (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
 - (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
 - (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
 - (6) 管理経費の縮減が図られること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(公告)

第19条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を公告するものとする。第21条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第20条 市長は、センターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由によりセンターの管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第22条 市長は、センターの利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ

市長が定める額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。
- 4 センターを利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第23条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可等は、第3条及び第5条の規定の例により行うこと。
 - (2) 開館時間及び休館日並びに利用時間(次項において「開館時間等」という。)は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。
 - (3) 個人に関する情報(以下この項において「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
 - (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密(個人情報を含む。)を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。
- 2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第24条 指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(堺市立女性センター条例の廃止)

- 2 堺市立女性センター条例（昭和52年条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の堺市立女性センター条例第3条第1項の規定により教育委員会によってなされた堺市立女性センターに係る使用の許可は、この条例第3条第1項の規定により市長によってなされたセンターに係る使用許可とみなす。

別表（第9条、第22条関係）

区分	基本料金（1時間につき）
第一研修室	600円
第二研修室	700円
料理室	400円
実技室	300円
和室	200円
大ホール	2,000円

備考

- 1 市外居住者が使用するときは、基本料金にその5割に相当する額を加算する。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本料金の5割以内において市長が定める額を基本料金に加算する。
- 3 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（前2項の規定を適用する場合にあっては、それぞれの規定により算定した額とする。）の額を徴収する。
- 4 特別に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。

堺市住宅宿泊事業に関する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第7号

堺市住宅宿泊事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(制限する区域等)

第3条 法第18条の規定により、住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。次項において同じ。）においては、日曜日の正午から金曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の正午までを除く。）は、住宅宿泊事業を実施することができない。

2 届出住宅の敷地が前項の規定により制限を受ける区域の内外にわたる場合については、その過半が住居専用地域に属する敷地にあつては当該敷地の全部が住居専用地域に属するとみなして同項の規定を適用するものとし、それ以外の敷地にあつては同項の規定は適用しない。

3 第1項の規定は、法第11条第1項各号のいずれにも該当せず、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託することを要しない住宅宿泊事業には、適用しない。

(近隣住民への説明)

第4条 法第3条第1項の届出をしようとする者は、次に掲げる者に対し、当該届出に係る住宅が住宅宿泊事業の用に供されるものであることについて、当該届出をする日までに対面又は書面により説明しなければならない。

(1) 届出住宅に係る敷地に他の住宅が存する場合にあつては、当該他の住宅に居住する者

(2) 届出住宅を構成する建築物の敷地に接する土地に存する建築物に居住する者

(3) 届出住宅を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）

に接する場合にあっては、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が10メートルの範囲内の土地に存する建築物に居住する者

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年6月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（近隣住民への説明の特例）

2 法附則第2条第1項前段の規定により届出をしようとする者又は届出をした者は、第4条の規定にかかわらず、施行日までに同条の規定による説明をしなければならない。

堺市立体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第8号

堺市立体育館条例の一部を改正する条例

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	堺市堺区大浜北町5丁	を
」		
「	堺市堺区大浜北町5丁	に
」	大浜武道館	

改める。

別表第2第1項の表大浜体育館の項を次のように改める。

大浜体育館	大アリーナ	全日 49,000円
	小アリーナ	全日 16,300円
	トレーニング室	全日 18,500円
	大研修室	全日 7,400円
	研修室	全日 3,700円

別表第2第2項の表を次のように改める。

区分		使用料
大浜体育館	トレーニング室	1人1回 500円
		1人1月 5,000円
	トレーニング室以外	1人1種目1回 300円
鴨谷体育館 初芝体育館 美原体育館		1人1種目1回 200円

別表第2中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 武道館使用料

(1) 武道館専用（団体）使用料

区分		使用料
大浜武道館	柔道場	全日 18,500円
	剣道場	全日 18,500円

備考

- (1) 休日等の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合にあっては、前号の額。次号及び第6号において同じ。）の3倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものを使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の10倍以内、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の20倍以内において市長が定める額を徴収する。
- (4) 規則で定める冷暖房の実施期間中は、4割以内において市長が定める割合を基本料金に加算する。
- (5) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。
- (6) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

(2) 武道館共用（個人）使用料

区分	使用料
大浜武道館	1人1種目1回 300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(施行前の準備行為)

- 2 この条例の施行日以後の使用に係る使用の許可に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

堺市基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第9号

堺市基金条例の一部を改正する条例

堺市基金条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表堺市国際文化観光基金の項の次に次のように加える。

フェニーチェ堺芸術文 化創造基金	堺市民芸術文化ホールの運営及びその関連事業の資金に充て るため
---------------------	------------------------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第10号

堺市附属機関の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会の項中「堺市地域密着型サービス等事業者選定審査会」を「堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会」に改め、同項担任意務の欄中「地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の選定」を「居宅サービス及び介護予防サービスの事業者の選定並びに同法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の選定及び補助金の交付」に、「審査」を「審議及び審査」に改める。

別表の第2項の表堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の項を次のように改める。

堺市百舌鳥古墳群等 史跡保存整備委員会	本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年
------------------------	---	------	----

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第11号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する
条例の一部を改正する条例

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第27条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設に該当するものを除く。）

第28条第2項中「1月間」の次に「（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）」を加える。

第30条中「届出について同条第9項において」を「届出をしようとする場合において同条第9項の規定により読み替えて」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前3条（第27条第2号を除く。）の規定は、法第9条の3の3第2項の規定及び同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する同条第2項の規定による公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。この場合において、第28条第2項中「1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合については、1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）」とあるのは、「1月間の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が定める期間」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第12号

堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「第19条の3」の次に「（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第19条の5第1項」の次に「（第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

堺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第13号

堺市後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例

堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第14号

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「36,770円」を「39,740円」に改め、同項第2号中「52,950円」を「57,230円」に改め、同項第3号中「55,160円」を「59,610円」に改め、同項第4号中「66,190円」を「71,540円」に改め、同項第5号中「73,540円」を「79,480円」に改め、同項第6号中「88,250円」を「93,790円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）」に改め、同号イ中「要保護者」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下この条において「要保護者」という。）」に、「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「95,600円」を「103,330円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「110,310円」を「119,220円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「121,340円」を「132,740円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「132,370円」を「146,250円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「143,400円」を「159,760円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「154,430円」を「173,270円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第13号中「161,780円」を「183,600円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第15号イ」を加え、同項第14号中「169,140円」を「198,700円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号の次に次の2号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 193,940円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上9,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 196,320円

ア 合計所得金額が9,000,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第2項中「33,100円」を「35,770円」に改める。

第13条第1項中「(昭和25年法律第226号)」及び「同法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

第17条第1項第6号中「(昭和25年法律第144号)」を削る。

第22条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第14条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第10条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第15号

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第42条第1項第2号」の次に「、第72条の2第1項各号」を加える。

第6条中「第54条第1項第2号」の次に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第10条中「介護法」の次に「第78条の2の2第1項各号並びに」を加える。

第24条及び第25条を次のように改める。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

第24条 介護法第111条第1項から第3項までに規定する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）（第6条第2項及び第45条第5項を除く。）及び次条に定めるところによる。

（介護医療院に係る具体的なサービスの内容等の記録の保存年限）

第25条 介護医療院基準第42条第2項第3号に規定する具体的なサービスの内容等の記録については、介護医療院基準の規定にかかわらず、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

第33条第1項中「指定介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（指定介護療養型医療施設に関する経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の第25条の規定により保存されている記録については、なお従前の例による。

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第16号

堺市障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律施行条例
の一部を改正する条例

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第43条第1項条例で定めるの」を「第41条の2第1項第1号の条例で定める基準、同項第2号の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準、法第43条第1項の条例で定める」に改め、「これらのうち」を削り、「満たすべきもの」を「満たすべき同号イの条例で定めるもの」に改める。

第11条第1項中「第5条第26項」を「第5条第27項」に、「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第17号

堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例

堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条から第25条までを次のように改める。

（管理の基準）

第22条 プラザの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可等は、第5条及び第7条の規定の例により行うこと。
- (2) 開館時間及び休館日は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、指定管理者が市長の承認を得て定めること。
- (3) 個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

（駐車場の拒否）

第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

（駐車場における禁止行為）

第24条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第25条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第25条の次に次の1条を加える。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第18号

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成27年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第21条第1項」を「並びに第21条第1項及び第2項」に改め、「病院」の次に「及び療養病床を有する診療所」を加える。

第4条の次に次の2条を加える。

（療養病床を有する診療所が有すべき従業者及びその員数）

第5条 法第21条第2項第1号に規定する条例で定める療養病床を有する診療所が有すべき看護師及び看護の補助その他の業務の従業者並びにそれらの員数は、省令第21条の2第2項各号及び第3項に定めるとおりとする。この場合において、同条第2項各号の入院患者の数の取扱いについては、同条第4項の定めるところによるものとする。

（療養病床を有する診療所が有すべき施設）

第6条 法第21条第2項第3号の条例で定める施設は、省令第21条の4に定めるとおりとする。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

3 療養病床を有する診療所が有すべき看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数については、当分の間、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうちの1については看護師又は准看護師とする。
- (2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市指定難病審査会条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第19号

堺市指定難病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に定めるもののほか、法第8条第1項の規定に基づき設置する堺市指定難病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審査会は、委員8人以内で組織する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

(会議の特例)

第4条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、審査会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員に支給する報酬の額は、堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）第2条の規定にかかわらず、日額22,000円以内で市長が定める額とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例及び堺市立えのきはいむ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第20号

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例及び
堺市立えのきはいむ条例の一部を改正する条例

(堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第6号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同条第7号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第8号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

第8条第3項中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

(堺市立えのきはいむ条例の一部改正)

第2条 堺市立えのきはいむ条例（昭和52年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同条第5号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第6号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第21号

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条の5の15第2項第1号、第24条の9第2項、第21条の5の18第1項及び第2項」を「第21条の5の15第3項第1号、第24条の9第3項、第21条の5の17第1項各号、第21条の5の19第1項及び第2項」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第4条の見出しを「（法第21条の5の17第1項各号等の条例で定める基準）」に改め、同条中「第21条の5の18第1項及び第2項」を「第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第22号

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条中「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号」を「平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹 山 修 身

堺市条例第23号

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の
認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第11条第1項」を削る。

第3条第1号中「平成20年文部科学省告示第26号」を「平成29年文部科学省告示第62号」に改める。

第15条中「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号」を「平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号」に、「平成20年厚生労働省告示第141号」を「平成29年厚生労働省告示第117号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第24号

堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 公園の管理（第5条—第14条）」を
「第2章 公園の管理（第5条—第14条）」を
第2章の2 堺市公募対象公園施設
14条)

に、「(第14条の2)」を「(第14条の3)」に改める。
設置等予定者選定委員会（第14条の2）」

第4条の5を次のように改める。

（公園施設の建築面積の基準の特例等）

第4条の5 法第4条第1項ただし書（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- (2) 令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- (3) 令第6条第1項第2号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- (4) 令第6条第1項第3号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- (5) 令第6条第1項第4号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前各号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第10条中「規定による」を削る。

第12条第1項中「規定による」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「規定による」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第5条の5第1項の認定を受けた公募設置等計画に基づき法第5条第1項の許可を受けたものは、当該計画に記載した使用料（当該使用料の額が別表第1に定める使用料の額を下回る場合にあっては、同表に定める使用料）を納付しなければならない。

第3章中第14条の2を第14条の3とする。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会

第14条の2 公募対象公園施設（法第5条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）について、同条第2項第9号の評価の基準を定め、及び設置等予定者（同号に規定するものをいう。以下同じ。）を選定するに当たり、同条第6項又は法第5条の4第4項の規定による市長の諮問を受けて審議し、及び審査するため、市長の附属機関として、堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、公募対象公園施設ごとに委員8人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から設置等予定者が選定される日までとする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第21条第2項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

別表第2中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に、「第7条第2号」を「第7条第1項第2号」に、

法第7条第3号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	を	
令第12条第1号の2及び第1号の3に掲げるもの		2,800円		
令第12条第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの		2,800円		
令第12条第3号及び第4号に掲げるもの		1,700円		
法第7条第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年		1,200円
	公衆電話所			2,800円
令第12条第1号に掲げるもの	1本につき1年	2,200円		
令第12条第5号及び第6号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円		
令第12条第7号及び第8号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1月	540円		
その他の占用		130円		

法第7条第1項第3号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	に	
法第7条第1項第4号に掲げるもの	郵便差出箱及び信書差出箱	1個につき1年		1,200円
	公衆電話所			2,800円
法第7条第2項に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,300円		
令第12条第1項第1号に掲げるもの		1,000円		
令第12条第1項第2号に掲げるもの		1,600円		
令第12条第2項第1号に掲げるもの	1本につき1年	2,200円		
令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円		
令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの		2,800円		
令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの		1,700円		
令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの		2,800円		
令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの	占用面積1平方メートルにつき1月	540円		
その他の占用		130円		

改める。

別表第3中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

別表第4第3項中「の範囲内で市長が定める額」を削り、同表第9項中「20円」を「23円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第25号

堺市消防手数料条例の一部を改正する条例

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「530,000円」を「570,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同表の6の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同表の7の項中「それぞれ」の次に「の」を加え、同表の8の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改める。

別表第4の9の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後にな

された申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、
なお従前の例による。

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第26号

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の
一部を改正する条例

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り上げる。

第3条第1項中「、規則で定める職員で」を削り、「もの」を「職員で、規則で定めるもの」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「第9条」を「第7条」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 救助活動

第6条第2項第3号中「前項第3号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第2号に掲げる活動に従事した場合 従事1回につき600円

第6条第3項ただし書中「第3条又は第5条」を「前条」に改め、同条第4項中「第1項第1号」の次に「及び第2号」を加え、同条を第4条とする。

第7条を第5条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

第11条中「から第5条まで」を削り、同条を第9条とする。

第12条第1項中「この条例」を「第3条及び第7条」に改め、「(その額が日額で定められているものに限る。）」及び「の2以上」を削り、「支給要件を満たしている手当のうち、手当の額が最も高額であるもの（最も高額であるものが2以上ある場合にあっては、それらうち従事した時間の最も長い勤務に係るもの）」を「同条に規定する手当」に改め、同条第2項中「第6条第1項各号」を「第4条第1項各号」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「第6条」を「第4条」に、「第7条及び第8条」を「第5条及び第6条」に、

「第7条第1項又は第8条第1項」を「第5条第1項又は第6条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた活動手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた活動手当については、なお従前の例による。

堺市環境整備資金貸付基金条例を廃止する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第27号

堺市環境整備資金貸付基金条例を廃止する条例

堺市環境整備資金貸付基金条例（昭和39年条例第33号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の堺市環境整備資金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定による貸付けを受けている者に係る貸付金の償還等については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに旧条例第3条の規定による貸付けを受けようとする者は、その旨の申請を平成30年12月31日までに所定の手続に従い堺市上下水道事業管理者に対して行うとともに、平成31年2月28日までに当該申請に係る同条に規定する工事の完了（堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第7条第1項に規定する工事の完了検査に合格することをいう。）及び貸付金の請求をしなければならない。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第28号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条中第24号を第28号とし、第21号から第23号までを4号ずつ繰り下げ、第20号を第24号とし、同号の前に次の1号を加える。

(23) 法第15条の2の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査申請手数料 1件 33,000円

第15条中第19号を第22号とし、第8号から第18号までを3号ずつ繰り下げ、第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 法第12条の7第1項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料 1件 147,000円

(9) 法第12条の7第7項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料 1件 134,000円

第15条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査申請手数料 1件 33,000円

第15条の2第9号中「75,000円」を「67,000円」に改める。

第15条の4に次の3号を加える。

(4) 法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料 1件 92,000円

(5) 法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認申請手数料 1件 92,000円

(6) 法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者の相続の承認申請手数料 1件 92,000円

第22条の見出しを「(大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例関係手数料)」に改め、同条中「大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例」を「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例」に、「第23条」を「第3条第1項」に、「ふぐ販売営業許可申請手数料」を「ふぐ処理業の許可申請手数料」に改める。

第39条の2第1項第1号中「指定申請手数料」を「指定申請（法第72条の2に規定する共生型住宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。）に係る手数料」に改め、同項第20号中「）」の次に「に係る」を加え、同号を同項第28号とし、同項第19号を次のように改める。

(26) 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を行う者の指定申請（次号において「共生型第1号訪問事業者指定申請」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るもの（主として重症心身障害児を通わせる事業所に係るものを除く。）に限る。）又は指定障害福祉サービス事業者の指定（生活介護又は自立訓練（機能訓練）若しくは自立訓練（生活訓練）に係るものに限る。）を受けている者が行う当該指定を受けている事業所に係る法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行う者の指定申請（次号において「共生型第1号通所事業者指定申請」という。）並びに本市の区域外に所在する事業所に係る指定申請を除く。）に係る手数料 1件 30,000円

第39条の2第1項第26号の次に次の1号を加える。

(27) 法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定申請（本市の区域内に所在する事業所に係る共生型第1号訪問事業者指定申請及び共生型第1号通所事業者指定申請に限る。）に係る手数料 1件 10,000円

第39条の2第1項第18号を同項第23号とし、同号の次に次の2号を加える。

(24) 法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の公表事務手数料 1件 2,000円

(25) 法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査事務手数料 1件 25,000円

第39条の2第1項第17号を同項第22号とし、同項第16号中「」の次に「に係る」を加え、同号を同項第21号とし、同項第15号中「」の次に「に係る」を加え、同号を同項第20号とし、同項第14号を同項第19号とし、同項第13号中「指定申請手数料」を「指定申請（法第115条の2の2に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。）に係る手数料」に改め、同号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

(18) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定申請（法第115条の2の2に規定する共生型介護予防サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。）に係る手数料 1件 10,000円

第39条の2第1項第12号を次のように改める。

(14) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設許可申請手数料 1件 63,000円

第39条の2第1項第14号の次に次の2号を加える。

(15) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可申請手数料 1件 33,000円

(16) 法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の更新許可申請手数料 1件 16,000円

第39条の2第1項中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号中「」の次に「に係る」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号中「である場合を除く。」を「及び法第78条の2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請を除く。」に係る」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定申請（法第78条の2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。）に係る手数料 1件 10,000円

第39条の2第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定申請（法第72条の2に規定する共生型居宅サービス事業者の特例に係る規定の適用を受ける指定申請に限る。）に係る手数料 1件 10,000円

第39条の2第2項第1号中「同項第13号又は第19号」を「同項第17号又は第26号」に改め、同項第6号中「前項第4号」を「前項第6号」に、「同項第16号」を「同項第21号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「前項第4号」を「前項第6号」に、「前項第20号」を「前項第28号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「前項第3号」を「前項第4号」に、「同項第15号」を「同項第20号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「前項第3号」を「前項第4号」に、「前項第19号」を「前項第26号」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 前項第5号に規定する事業者の指定申請のうち法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護に係る指定申請と前項第27号に規定する事業者の指定申請のうち法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業に係る指定申請とを同時に行う場合（これらのサービス等を同一の事業所において提供する場合に限る。） 10,000円

第39条の2第2項第2号中「前項第2号」を「前項第3号」に、「同項第14号又は第20号」を「同項第19号又は第28号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第2号に規定する事業者の指定申請と同項第18号又は第27号に規定する事業者の指定申請とを同時に行う場合（居宅サービスの種類と介護予防サービス又は第1号事業の種類とが相当する場合であって、これらのサービス等を同一の事業所において提供するときに限る。） 10,000円

第39条の4第1号中「37,700円」を「33,900円」に改め、同条第2号中「17,000円」を「15,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例関係手数料に関する特例措置)

- 7 第22条の規定にかかわらず、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪府条例第90号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により眼球等除去営業をすることができる者が、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に改正条例による改正後の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第3条第1項の許可の申請をする場合には、ふぐ処理業の許可申請手数料は、徴収しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為に係る経過措置)

- 2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第16条の規定により同法の施行の日前において同法の規定による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による申請の手続を行う者が納付すべき手数料の額は、この条例による改正後の第39条の2に規定する額とする。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第29号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第1章 市が行う国民健康保険（第1条） を

第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条） 」

「第1章 市が行う国民健康保険の事務（第1条） に

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条）」

改める。

第1章の章名中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第8条中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第9条中「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第7条第1項の退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第9条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第9条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る保険料の基礎賦課額（第15条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額
- イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下単に「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下単に「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- オ 保健事業に要する費用の額
- カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法第74条の規定による補助金の額
- イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係る

るものを除く。)及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額から、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を控除して得た額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く。)の額

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条第1号中「1,000分の79」を「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」に改め、同条第2号中「一般被保険者1人につき21,240円」を「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改め、同条第3号ア中「1世帯につき26,400円」を「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。

第11条の3中「第11条第1号」を「第11条第1項第1号」に改める。

第11条の4中「第11条第2号」を「第11条第1項第2号」に改める。

第11条の4の2第1号中「第11条第3号ア」を「第11条第1項第3号ア」に改め、同条第2号中「第11条第3号イ」を「第11条第1項第3号イ」に改め、同条第3号中「第11条第3号ウ」を「第11条第1項第3号ウ」に改める。

第11条の5中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第11条の5の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

等の納付に要する費用に係る部分であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第11条の5の5第1項各号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

第11条の5の5第2項を削り、同条第3項を次のように改める。

2 第11条第2項の規定は、前項の保険料率について準用する。

第11条の5の8中「の規定により算定した」を「に定める」に改める。

第11条の5の9中「ところにより算定した」を削る。

第11条の6各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要す

る費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第11条の9第1項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第11条の9第2項中「第11条の5の5第2項及び第3項」を「第11条第2項」に改め、同項後段を削る。

第14条中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第15条の2第1項中「第9条」を「第9条の2」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「第9条」を「第9条の2」に改める。

第21条第1項中「免除する」を「免除することができる」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 災害等又は世帯収入の減少等により生活が著しく困難となった者

第21条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第59条各号のいずれかに該当するに至った者

第23条中「第72条の4」を「第72条の5第1項」に改める。

第24条の3第2項中「届出は」を「規定による届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附則に次の4項を加える。

(平成30年度分の国民健康保険料に関する特例)

15 平成30年度分の国民健康保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の80.9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき21,240円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき26,400円」とする。

16 平成30年度分の国民健康保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

17 平成30年度の国民健康保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支

援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47.16に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の30.71に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.13に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

- 18 平成30年度の国民健康保険料に係る第11条の9第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の46.76に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の53.24に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第30号

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構
評価委員会条例の一部を改正する条例

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例（平成23年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第11条第3項」を「。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項」に改める。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 委員会は、法第11条第2項第6号の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関し、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

- (1) 法第26条第1項の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項第1号及び第3号に定める事項に係る評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第31号

堺市旅館業法施行条例及び堺市ラブホテル
建築等規制条例の一部を改正する条例

(堺市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 堺市旅館業法施行条例(平成24年条例第67号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項3号」を「第3条第3項第3号」に、「第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改める。

第5条第1号ア中「ホテル営業及び旅館営業の洋式施設にあつては客室の1人当たりの床面積は4.5平方メートル以上、和式施設にあつては客室」を「旅館・ホテル営業にあつては、客室」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項を削り、同条第2項中「第1条第2項第10号」を「第1条第1項第8号」に、「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号を次のように改める。

(2) 外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

第8条中第2項を第1項とし、同条第3項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第3号中「第1項第1号及び第6号並びに前項第1号及び第2号」を「前項各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号イ中「寝台は、幅0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上とし、」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備又は規則で定める基準に適合する設備を有すること。

第8条中第3項を第2項とし、同条第4項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「第2項第1号及び第2号並びに前項第1号」を「第1項第1号及び前項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第3項とし、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第2条 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改める。

別表第2第7号中「同条第26項」を「同条第28項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年6月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中堺市ラブホテル建築等規制条例別表第2第7号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前において、第1条の規定による改正前の堺市旅館業法施行条例第7条の規定により記載した宿泊者名簿については、なお従前の例による。

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第32号

堺市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「第1号に該当する扶養親族については333円」を「第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に、「267円（消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を「333円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下これらを「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由が生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月30日

堺市長 竹山修身

堺市条例第33号

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「	<table border="1"><tr><td>堺区</td><td>8人</td></tr></table>	堺区	8人	を	」
堺区	8人				
「	<table border="1"><tr><td>堺区</td><td>9人</td></tr></table>	堺区	9人	に、	」
堺区	9人				
「	<table border="1"><tr><td>南区</td><td>9人</td></tr></table>	南区	9人	を	」
南区	9人				
「	<table border="1"><tr><td>南区</td><td>8人</td></tr></table>	南区	8人	に改める。	」
南区	8人				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(経過措置)

2 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間における堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。